（公共用地室並びに土地調整官、用地企画官及び用地調整官）

第四十二条の四　土地政策課に、公共用地室並びに土地調整官、用地企画官及び用地調整官それぞれ一人を置く。

2　公共用地室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共用地取得制度に関する調査に関すること。

二　直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する指導に関すること（用地調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

四　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

五　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

3　公共用地室に、室長を置く。

4　土地調整官は、命を受けて、国土利用計画法の規定による土地取引その他土地利用の調整に関する重要事項についての連絡調整に関する事務をつかさどる。

5　用地企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共用地取得制度に関すること（公共用地室の所掌に属するものを除く。）。

二　直轄事業に必要な公共用地の取得に関する事務に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。

（土地調整官）

第四十二条の二　企画課に、土地調整官一人を置く。

2　土地調整官は、命を受けて、国土利用計画法の規定による土地取引その他土地利用の調整に関する重要事項についての連絡調整に関する事務をつかさどる。

6　用地調整官は、命を受けて、直轄事業に必要な公共用地の取得に関する事務に関する特定事項についての調整及び指導に関する事務をつかさどる。

7　用地調整官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第四十二条の五・第四十二条の六　（略）

（不動産業指導室並びに不動産政策企画官及び不動産業監視官）

第四十三条　不動産業課に、不動産業指導室並びに不動産政策企画官及び不動産業監視官それぞれ一人を置く。

2　不動産業指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　宅地及び建物の取引に係る苦情の処理に関すること。

二　宅地建物取引業者及び積立式宅地建物販売業者の監視及び監督に関すること（不動産業監視官の所掌に属するものを除く。）。

3　不動産業指導室に、室長を置く。

4　（略）

第四十二条の三・第四十二条の四　（略）

（不動産業指導室並びに不動産政策企画官及び不動産業監視官）

第四十三条　不動産業課に、不動産業指導室並びに不動産政策企画官及び不動産業監視官それぞれ一人を置く。

2　不動産業指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　宅地及び建物の取引、マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号に規定するマンションをいう。）の管理（同条第七号に規定するマンション管理業に関連するものに限る。）、住宅（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の届出に係るものに限る。）の管理（同法第二条第六項に規定する住宅宿泊管理業に関連するものに限る。）並びに賃貸住宅（公営住宅を除く。）の管理（賃貸住宅を管理する事業に関連するものに限る。）に係る苦情の処理に関すること。

二　宅地建物取引業者、積立式宅地建物販売業者、マンション管理業者及び住宅宿泊管理業者の監視及び監督に関すること（不動産業監視官の所掌に属するものを除く。）並びに賃貸住宅を管理する事業を行う者の監視に関すること。

3　不動産業指導室に、室長を置く。

4　（略）